七　交流用電気機械器具（規則第二条第一項第一号から第四号まで及び第五号に掲げるものに限る。） 八　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十一号までに掲げるものを除き、基準省令第二条第一項第十号に掲げるものに限る。）	七　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行令別表第一の項の部二の項の部昭和二十七年通商産業省告示第百五十九号（交流用電気機械器具の部を除き、以下「基準第二条第一項第十号に掲げるもの」という。）に掲げるものに限る。） 八　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十一号までに掲げるものを除き、基準第二条第一項第十号に掲げるもの」という。）に掲げるものに限る。）

（参考）

テュフ　ラインランド　台湾　リミテッドの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド（7階、2、ミンチュアンイーストロード、セクション3、台北104、台湾）

テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド　タイチュン　ブランチ（10階、219、ミンチュアンロード、台中403、台湾）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣は、地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十二年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を次のとおり公表する。

内　閣

目次

策定方針
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳
㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳入の概要
1　地方税
2　地方譲与税
3　地方特例交付金
4　地方交付税
5　国庫支出金
6　地方債
7　使用料及び手数料
8　雑収入
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳
㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
㈡　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　地方再生対策費
4　地域雇用創出推進費
5　地域活性化・雇用等臨時特例費
6　公債費
7　維持補修費
8　投資的経費
9　公営企業繰出金
10　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費
㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

策　定　方　針

平成22年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出及び地域のニーズに適切に応えるために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本として、過去最大規模の財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成22年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1　地方税については、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、軽油引取税等の現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準の維持、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとする。

2　地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

⑴　平成22年度単年度の措置として、平成21年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成５年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等1,761億円については、法律の定めるところにより平成28年度以降の地方交付税の総額に加算する。

⑵　これに基づき、平成22年度の財源不足見込額18兆2,168億円については、次により完全に補てんする。

ア．地方交付税については、平成20年度分の精算による6,596億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により７兆6,291億円（うち「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額9,850億円、平成21年度において別枠で加算した１兆円のうち平成22年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算額5,000億円（平成20年12月18日付け総務・財務両大臣覚書第３項）、同法附則第４条の２第３項の加算額866億円、同条第４項の加算額6,695億円、臨時財政対策特例加算額５兆3,880億円）増額する。